

# 教育子ども委員会 説明資料

子どもの権利擁護機関について

平成30年12月19日

子ども青少年局

目 次

	頁
1 子どもの権利擁護機関の設置に向けた検討の概要 . . . . .	1
2 本市の子どもの権利擁護機関のあり方（案） . . . . .	4
3 今後のスケジュール . . . . .	8

（参考）

意見書「『名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方』に ついて」 . . . . .	別添
---	----

# 1 子どもの権利擁護機関の設置に向けた検討の概要

## (1) 経緯

- 本市においては、子どもの権利及びその権利を保障するための市等の責務を明らかにするとともに、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、「なごや子ども条例」を制定し、平成20年4月に施行した。
- 全ての児童が権利の主体として、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することを明確化した改正児童福祉法が、平成28年10月に施行された。
- 子どもの権利侵害に関して擁護を図る第三者機関の設置に向けて、なごや子ども・子育て支援協議会（以下「支援協議会」という。）に「子どもの権利擁護機関検討部会」（以下「部会」という。）を設置し、検討を行った。
- 平成30年10月31日、支援協議会より意見書『名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方』について」が提出された。

## (2) 部会委員の構成

（敬称略、50音順）

氏名	所属団体等
伊藤 健治	東海学園大学教育学部講師 多治見市子どもの権利擁護委員
小林 由美子	名古屋学院大学スポーツ健康学部准教授
鈴木 加代子	名古屋市人権擁護委員協議会人権擁護委員
部会長 谷口 由希子	名古屋市立大学・大学院 人間文化研究科・人文社会学部准教授
間宮 静香	愛知県弁護士会子どもの権利委員会副委員長 豊田市子どもの権利擁護委員代表擁護委員

注：平成30年5月22日現在

(3) 部会の検討経過

区 分	開催日	議 事 等
第 1 回 部 会	平成 30 年 6 月 8 日	○子どもの権利擁護機関検討部会の役割等 ○名古屋市の子どもの実態について ○相談機関での対応状況について ○検討のすすめ方について
第 2 回 部 会	7 月 20 日	○川西市元人権オンブズパーソンによる講演 ○子どもの権利擁護機関設置に向けて
第 3 回 部 会	8 月 3 日	○子どもの権利擁護機関の制度・機関のあり方 について
第 4 回 部 会	9 月 6 日	○子どもの権利擁護機関の制度・機関のあり方 について
第 5 回 部 会	9 月 19 日	○子どもの権利擁護機関の制度・機関のあり方 について

(4) 意見書『「名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方』について』  
の概要

区 分	内 容
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもの権利擁護に係る委員(以下「権利擁護委員」という。)は、「子どもの最善の利益の確保」及び「子どもの権利の擁護」のための機関である。</li> </ul>
組織・体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 権利擁護委員は、名古屋市の都市規模を踏まえ、遅滞なく権利擁護の活動を行いうるよう、適切な人数を設置することが必要である。</li> </ul>
機 能	<p>権利擁護委員の職務及び責務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 権利擁護委員は、子どもの権利侵害の早期発見、予防を図るための活動を行うべきである。</li> <li>○ 権利擁護委員は、独立性を堅持しつつも、市の機関等と信頼関係を形成し、協力・連携を図ることが必要である。</li> </ul> <p>相談、申立て、調査及び勧告等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども等からの相談や申立てを受け、権利擁護のために問題解決を図る「個別救済」機能が必要である。</li> <li>○ 子どもの権利擁護のために「制度改善」を要請する機能が必要である。</li> <li>○ 申立てがなくても、権利侵害の内容が子ども全体に関わるものである場合等に、権利擁護委員が自ら権利救済や制度改善等を求める「自己発意」の機能が必要である。</li> <li>○ 子ども等の「申立て」に基づき、「調査・調整」、「是正等の勧告」等及び「公表」を行うプロセスを条例で規定することが必要である。</li> <li>○ 市の機関以外のものに対しても、権利擁護委員の活動への協力に努めることを条例で規定することが適当である。</li> </ul>

## 2 本市の子どもの権利擁護機関のあり方（案）

### (1) 基本的な考え方

- 権利擁護委員は、公平・中立かつ専門的な立場から、子どもの最善の利益の確保及び子どもの権利擁護に取り組むものとする。

### (2) 組織・体制等

- 市長の附属機関として、権利擁護委員を置く。
- 権利擁護委員は、大学教授、弁護士、子どもの権利に関する学識経験者等から、子どもの権利の侵害に係る調査・調整等、迅速な権利擁護の活動を行うために必要となる人数を、市長が任命する。
- 権利擁護委員の職務の遂行を補助するため、調査相談員を置く。調査相談員は、子どもの権利の侵害に係る相談や調査等を行う。

### (3) 権利擁護委員の職務及び責務

#### ア 職務

- 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行う。
- 子どもの権利の侵害に関する救済の申立てまたは自己の発意に基づき、調査、調整、勧告等を行う。
- 勧告等の内容を公表する。
- 子どもの権利擁護に係る周知啓発を行う。

#### イ 責務

- 権利擁護委員は、子どもの権利侵害の早期発見及び予防に努めなければならない。
- 権利擁護委員は、公平かつ適切に職務を遂行しなければならない。また、職務に当たっては、市の機関等と連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

#### (4) 全ての者の責務

- 市の機関等を含み何人も、権利擁護委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。
- 何人も、子どもの権利を保障するため、子どもの権利が侵害されていると思われる子どもを発見した場合は、権利擁護委員に相談または申立てをしなければならない。

#### (5) 相談、申立て、調査及び勧告等

##### ア 相談及び救済の申立て

- 何人も、全ての子どもの権利の侵害に関する事項について、権利擁護委員に対して、相談及び救済の申立て（以下「申立て」という。）をすることができる。
- 権利擁護委員は、相談及び申立てがあった場合は、これを受理しなければならない。
- 権利擁護委員は、相談及び申立てを受理した事項が、市内に住所を有する子どもに係る事項ではない場合、または、市内に通学若しくは通勤等をする市外在住の子どもに関するものであって、相談及び申立ての原因となった事実が市内で生じた事項ではない場合は、責任を持って、適切な機関に引き継がなければならない。

## イ 調査

- 権利擁護委員は、申立てがあった事案について調査しなければならない。
- 権利擁護委員は、申立てがない場合においても、子どもが権利の侵害を受けていると認めるときは、自己の発意に基づき調査をしなければならない。
- 権利擁護委員は、必要があると認めるときは、市の機関に説明、資料の提出を求め、または、実地調査することができる。
- 権利擁護委員は、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

## ウ 勧告等

- 権利擁護委員は、調査及び調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、是正や制度改善を求める勧告をすることができる。
- 権利擁護委員は、調査及び調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正を求める要請をすることができる。
- 勧告及び要請を受けたものは、それを尊重しなければならない。

## エ 報告

- 権利擁護委員は、勧告及び要請を行ったときは、是正等の措置の状況について報告を求めるものとする。
- 市の機関は、権利擁護委員に対し、是正等の措置の状況について理由を付して報告しなければならない。
- 市の機関以外のものは、権利擁護委員に対し、是正の措置の状況について理由を付して報告するよう努めなければならない。

## オ 再調査及び再勧告

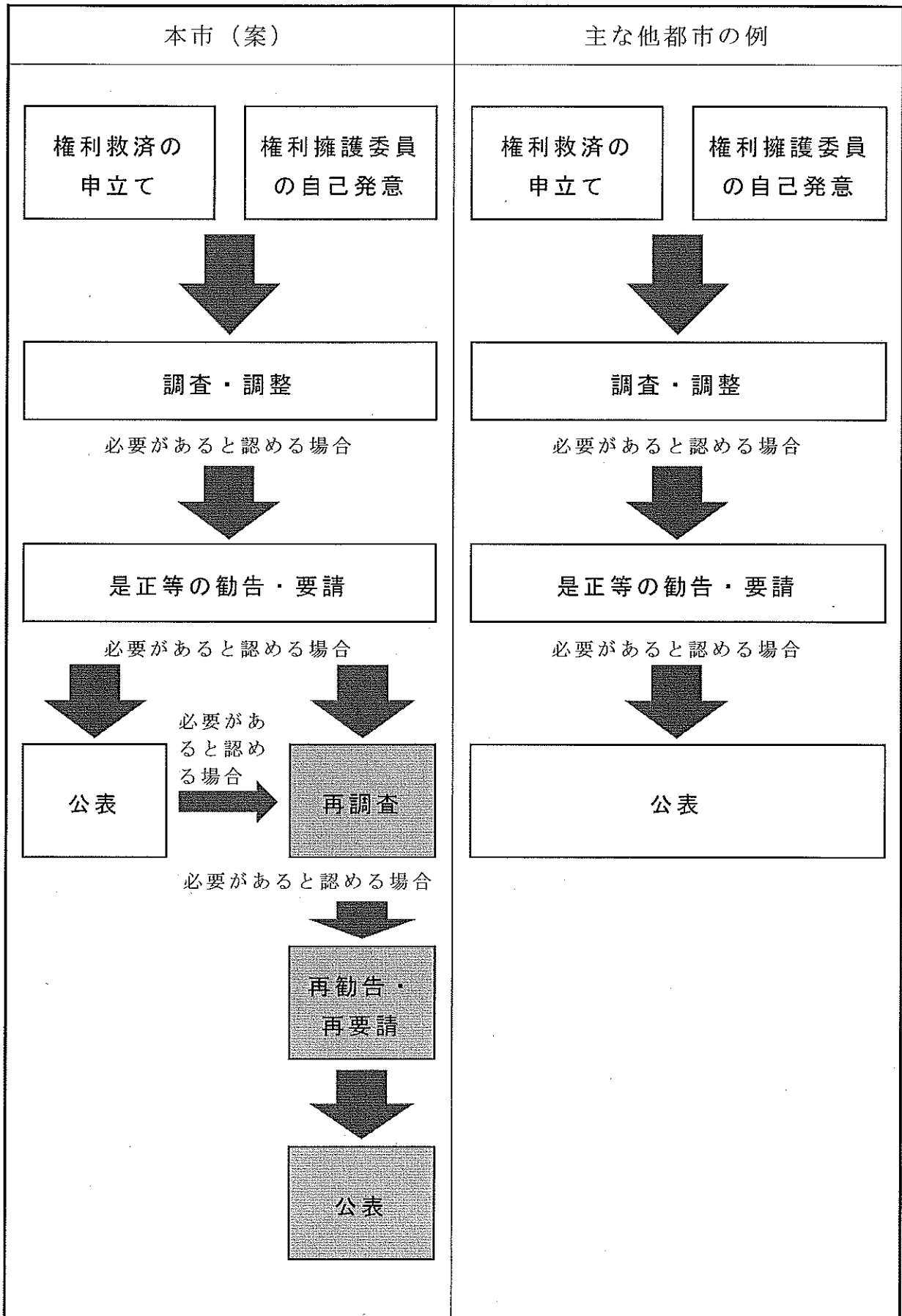
- 権利擁護委員は、報告等により、必要があると認めるときは、再調査及び再勧告または再要請をすることができる。

## カ 公表

- 権利擁護委員は、必要があると認めるときは、勧告、要請及び報告（理由を含む。）の内容を、公表しなければならない。但し、再勧告及び再要請をした場合は、その内容を、公表しなければならない。



【申立てから公表までのイメージ図】



### 3 今後のスケジュール

平成 30 年 12 月  
～平成 31 年 1 月

パブリックコメントの実施

平成 31 年 2 月

権利擁護機関の設置に係る条例案上程